

大阪府気候変動対策の推進に関する条例【令和5年4月以降の内容】に基づく届出に関する質疑応答集（エネルギー多量使用事業者（自動車使用）向け）

No.	内容		質問	回答
1	3.対策まとめシート	基準年度の設定について	「8.自動車エネルギー」の基準年度(2013年度)の年度末保有台数について、種別や電動車が否かの区別がつかないものがある状況ですが、一部について推計を含んだ記載でもよいですか。	2013年度の年度末保有台数や自動車で使用するエネルギー量の把握状況や、現在の事業規模との違いなどにより異なりますので、個別にご相談いただきますようお願いいたします。
2	3.対策まとめシート	基準年度の設定について	2023年度から届出対象となります。基準年度を「2022年度」としてよろしいですか。	2013年度以外を基準年度とすることについては、個別にご相談をお願いします。
3	3.対策まとめシート	基準年度の設定について	計画の基準年度は、エネルギー多量使用事業者(工場・事業所等)とエネルギー多量使用事業者(自動車使用)で、それぞれ別の年度を基準年度としてもかまわないでしょうか。	基準年度は統一してください。
4	8.自動車エネルギーシート	燃料の使用量について	自動車の燃料の集計は、軽自動車も含める必要があるか。	改正前条例と同様、軽自動車が使用する燃料使用量についてもご記入ください。使用量を届出者が把握できない場合（レンタカーで借主が燃料を補給する場合など）については、事務局までご相談ください。
5	8.自動車エネルギーシート	保有台数の内訳について	自動車保有台数は把握しているが、普通乗用車や軽乗用車といった内訳を把握していない場合はどのようにしたらよいでしょうか。	「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に基づく「自動車使用管理・実績報告」の届出行っている場合は、同届出の様式から府条例に基づく対策計画書・実績報告書の届出様式に転記できる「自動車集計表お助けファイル」を府ホームページ（同ページ内）にアップロードしていますのでご活用ください（自動車NOx・PM法に基づく自動車使用管理・実績報告書では軽自動車は対象外ですが、府条例の対策計画書・実績報告書では軽自動車は対象ですので、集計時にはご注意ください）。それでも内訳が把握できない場合は内訳欄は記入せず、合計欄に直接入力してください。合計欄を入力するにはシートのロック解除が必要になりますので、府担当者にご連絡ください。
6	8.自動車エネルギーシート	②乗用車の年間導入台数について	対策計画書において、この欄には2030年度までに導入する台数を記載するのでしょうか。	対策計画書において、この欄には目標年度（2030年度）1年間に導入予定の台数を記載してください。
7	8.自動車エネルギーシート	目標年度の年間導入台数について	「8.自動車エネルギー」の2030年度(目標年度)の年間導入台数に乗用車しかないのはなぜですか。バス・トラック事業者の主なエネルギー使用量を占めるバス・トラックの目標は記載する必要がないのか。	「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」では、乗用車の新車販売に占める割合について、2030年に「軽自動車を除き電動車を10割」、「軽自動車を含めて電動車を9割、その中でもゼロエミッション車を4割」という取組指標を設定していることから、年間導入台数の記載は乗用車のみとしています。乗用車以外の年間導入台数の記載は不要です。
8	8.自動車エネルギーシート	目標年度の年間導入台数について	エネルギー使用量が1,500kL/年以上である特定事業者は、軽自動車を除く保有台数が30台未満でも、2030年度の電動車導入の目標を定めないとけないのですか。	エネルギー使用量が1,500kL/年以上である特定事業者は、自動車の保有台数が30台未満であっても、2030年度の電動車導入目標の記入をお願いします。
9	8.自動車エネルギーシート	バイオガソリンの記入方法について	自動車のエネルギーとしてバイオガソリンを使用していますが、その場合、エネルギーの種類は「ガソリン」か「その他」のどちらに記入するのでしょうか。	バイオガソリンは「その他」の欄に記入をお願いします。
10	8.自動車エネルギーシート	リース車について	リース会社から車をリースしている場合、その自動車も対象になるのでしょうか。	「府内で自動車を30台以上使用する事業者」の「使用」には自己で使用する自動車が該当し、リース車も対象となります。（リース車の場合、自動車検査証に使用者の氏名又は名称等が記載されます。）
11	8.自動車エネルギーシート	フォークリフトについて	工場内で使用するフォークリフトはどこに記入するのでしょうか。	フォークリフトは事業所内で給油している場合等の違いなどにより記入するシートが異なりますので、個別にご相談いただきますようお願いいたします。

大阪府気候変動対策の推進に関する条例【令和5年4月以降の内容】に基づく届出に関する質疑応答集（エネルギー多量使用事業者（自動車使用）向け）

No.	内容		質問	回答
12	9.EV・FCV一覧シート	エネルギー使用量(原油換算値)が合計1,500kL/年以上である事業者等の場合の記入について	「①エネルギー使用量(原油換算値)が合計1,500kL/年以上である事業者」と「②連鎖化事業者のうち、府内に設置している加盟店を含む全ての事業所のエネルギー使用量が合計して1,500kL/年以上である事業者」については、事務所で使用する電気量とダブルカウントされるので、EV(電気自動車)に充電する電気量は計上されないのであれば、「9.EV/FCV一覧」を記入せねばならないのか。 また、届出の記入内容については条例等で規定されているのか。	様式にデータをご記入いただくことにより、①②に該当する事業者についても「自動車を使用する電気使用量等の目安」が表示されます（この数値はエネルギー使用量に計上されません）。事務所の電気使用量に含まれる自動車の電気使用量の内訳が見える化し、事業所全体の省エネを更に進めるための検討データとして、ご記入をお願いいたします。 なお、規定については、改正後条例第9条にて「対策計画書を作成し、知事に届け出なければならない」とされており、その記入内容は「事業活動に係る気候変動の緩和（略）のための対策」としています。また、同条例第11条にて「対策の結果を記載した実績報告書を作成し（略）知事に届け出なければならない」としています。届出の内容については、条例の規定により実施いただく対策の検討のため、記入を求めるものです。
13	9.EV・FCV一覧シート	外出先での充電による電気使用量について	電気自動車（EV）について、外出先で充電した場合の電気使用量は届出に計上しなくてよいのか。	外出先での電気使用量は把握できないケースが多いため、計上していただく必要はありません。
14	9.EV・FCV一覧シート	ナンバープレート欄について	「9.EV/FCV一覧」には、使用車両の「自動車登録番号／車両番号」（個別車両のナンバープレート情報）を必ず記入しなければならないのか。 また、個別車両ごとでなく、車種ごとにまとめて行ってもよいのか。	「自動車登録番号／車両番号」は任意記入の項目です。事務局からの問合せ等に対応いただく際に判別しやすいよう、申請者の車両管理番号などをご記入いただいても問題ありません。 また、エネルギー使用量やCO2排出量については、個別車両ごとでなく車種ごとでの合計値などのご報告でも問題ありませんが、その具体的な方法等については事務局までご相談ください。
15	9.EV・FCV一覧シート	記載対象の車両について	「9.EV・FCV一覧」に、事業用車両も社用車も記載するのでしょうか。	御社の使用車両を事業用車両も社用車もすべて記載してください。
16	9.EV・FCV一覧シート	行を増やすことについて	「9.EV/FCV一覧」の行を増やすにはどうしたらよいですか。	様式に含まれている計算式を崩さないように行を増やす必要があるため、府において行を増やす作業をします。 お手数おかけしますが、府にご連絡をお願いします。
17	その他	記入するシートについて	「③府内で一定規模以上の自動車(軽自動車を除く)を使用する事業者」の要件のみに該当する事業者は、対策計画書・実績報告書ともに事務所で使用する電気使用量等の報告が不要となり、自動車に関する項目のみ記載が必要となるのか。	原則はお示しのとおりです。 ただし、重点対策項目「加点項目」の「省エネ取組率」など、事務所のエネルギー使用量に係る項目について評価を希望される場合は、事務所で使用する電気使用量をご記載いただく必要があります。
18	その他	委託先に実施を求める排出抑制対策について	自動車関係で、委託先に実施を求める「排出抑制対策」とは、例えばどのようなものか。	委託先に実施を求める「排出抑制対策」の現在の内容については「大阪府気候変動対策の推進に関する条例に基づく対策計画書及び実績報告書等届出の手引き（令和4年6月）」に記載している「事業所で使用する自動車における温室効果ガスの排出抑制対策」の「委託者としての自動車対策」をご参照ください。 なお、同手引きは改正後条例の届出内容に応じ、今後変更する場合があります。
19	その他	特定事業者の要件について	親会社が自動車を100台以上使用しており、現在届出をしている。子会社では自動車を30台以上100台未満保有しており、令和5年度以降届出対象となる。届出は親会社、子会社で別々に提出が必要か。	届出は法人単位（または連鎖化事業者単位）でご提出ください。 例えば、子会社が支店などとした取扱いで、親会社と同一法人であれば、取りまとめて提出してください。 また、届出が必要かどうかを判断するための「事務所で使用する自動車台数」については、大阪府域に所在する事業所で使用する台数を合計して算出してください（府外に所在する事業所の自動車使用台数は対象外です）。
20	その他	特定事業者の要件について	届出が必要かどうかを判断するための「事務所で使用する自動車台数」には、職員が業務で用いるレンタカーやカーシェアでの使用台数も含めるのか。 また、その場合の燃料使用量等を届出に記載する必要があるか。	レンタカーやカーシェアで使用する自動車など、その自動車の車検証記載の「所有者」「使用者」が自社ではなく、かつ、同一の車両を日常的・反復的に使用しない自動車については、届出が必要かどうかを判断するための「事務所で使用する自動車台数」に加算いただく必要はありません（レンタカーやカーシェアの運営事業者側の届出にて計上されます）。 また、そのような自動車については、燃料使用量を届出に記入いただく必要はありません。

大阪府気候変動対策の推進に関する条例【令和5年4月以降の内容】に基づく届出に関する質疑応答集（エネルギー多量使用事業者（自動車使用）向け）

No.	内容		質問	回答
21	その他	特定事業者の要件について	自動車の使用台数が30~99台の事業者は、いつから計画書や実績報告書の届出が必要か。	自動車の使用台数が30~99台であり、制度改正により届出が必要となる自動車使用事業者については、対策計画書の提出は令和5年度から、実績報告書の提出は令和6年度（令和5年度実績）から必要となります。
22	その他	特定事業者の要件について	「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」の対策地域外（府の一部の町村域）についても届出が必要か。また、大阪府域外の事業所・工場が使用する車両についても届出は必要か。	説明会でご案内した「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」の届出は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」の届出とは、別のものです。従って、同法の対策地域外の車両についても条例については届出が必要となります。 なお、大阪府域外の事業所・工場が使用する車両については届出は必要ありません。
23	その他	特定事業者の要件について	「自動車」については、どのような自動車の対象となるのでしょうか。	軽自動車、特殊自動車（フォークリフト等）及び二輪自動車を除く自動車を対象となります。（自動車NOx・PM法の対象自動車と同じです。）
24	その他	構内で使用する自動車について	構内（道路以外の場所等）で使用する自動車（いわゆるナンバープレートのないバス、トラック）は台数としてカウントされるのでしょうか。	構内で使用する自動車は条例の対象台数としてカウントしませんが、エネルギー使用量の把握等は必要となります。